

令和4年度埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）
交付要綱

（趣旨）

- 第1条 県は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等であって、県が適当と認めるものについて、当該事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において交付金を交付する。
- 2 前項の交付金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

- 第2条 交付金の交付の対象となる事業は、「令和4年度埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（以下「実施要綱」という。）」に基づき、第4条に定める事業計画書に記載されたものとする。

（補助対象期間）

- 第3条 この交付金の対象とする期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（交付申請書の様式等）

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（添付書類）

- 第5条 前条の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- （1）事業計画書（別紙1）
 - （2）所要額調書（別紙2）
- 2 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 3 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。
- （1）当該事業に係る歳入歳出予算書抄本
 - （2）その他参考となる資料

（交付額の算定方法）

- 第6条 この交付金の交付額は、次により算出された額の合計額を予算の範囲内において交付する。
- （1）別表第1欄に定める事業区分ごとに、別表第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費に係る実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
 - （2）（1）による選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第4欄に規定する交付率を乗じて得た額を交付額とする。
- ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(変更申請手続)

第7条 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合には、第4条から第6条の規定に準じた手続により行うものとする。

この場合、申請書の様式は、様式第1-2号とする。

(交付の条件)

第8条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第19条により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
なお、この期間については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を準用する。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 実施要綱3（2）ウ（ア）及び3（13）に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業における病床確保に関して、同3（2）エ（ウ）及び3（13）エ（エ）に規定するとおり、県から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断ってはならない。
- (9) 実施要綱3（2）ウ（ア）及び3（13）に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業における病床確保に関して、同3（2）エ（エ）並びに3（13）エ（エ）に規定するとおり、G-MIS等により、入力を確実にを行うことにより入院受入状況等を正確に把握できるようにしなければならない。
- (10) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第5号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度4月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の

申告内容に基づき報告を行うこと。

また、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (11) この交付金の交付と対象経費を重複して、他の交付金等の交付を受けてはならない。
- (12) この交付金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (13) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けてはならない。
- (14) 市町村が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団関係者を補助対象としない措置を講じること。

また、市町村が以下の条件を付さなければならない。

ア (1) から (13) までに掲げる条件

この場合において、(1) から (3)、(6)、及び (10) の規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、(5) 中「50万円」とあるのは「30万円」と、「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、(5) 及び (10) から (13) 中「交付金」とあるのは「間接補助金」と、(10) 中「4月30日まで」とあるのは「3月31日まで」と読み替えるものとする。

イ (4) に掲げる条件

事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (15) 県が付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付金の支払い)

第10条 知事は、交付すべき交付金の額を確定した後、市町村が提出する請求書に基づいて支払いを行う。

ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払又は部分払をすることができる。

- 2 市町村は、県から概算払いにより間接補助金に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく補助事業者に交付しなければならない。ただし、実施要綱3(2)ウ(ア)及び3(13)における病床確保料について、3(2)エ及び3(13)エ留意事項が適切に実施されていない場合においては、県から病床確保料の交付の執行停止を行うことがあり得る。

(状況報告)

第11条 市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後30日以内又は補助金申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

ただし、本実施要綱・交付要綱策定前において、事業が既に完了している場合等について、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(添付書類)

第13条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別紙3)
- (2) 所要額精算書(別紙4)
- (3) 当該事業に係る歳入歳出決算書(見込)抄本(当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること)
- (4) その他参考となる資料

(確定通知書の様式)

第14条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(交付金の返還)

- 第15条 知事は、実施要綱3(2)ウ(ア)及び3(13)における病床確保料について、同3(2)エ及び3(13)エ留意事項が適切に実施されていない場合においては、期限を定めて、当該交付金について県に返還することを命ずるものとする。
- 2 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前条に規定する交付金の確定の結果、交付金に不足を生じた場合であっても、不足額を支払わないものとする。

(その他)

第16条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、交付金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、交付金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の適用がある。

附 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。なお、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。なお、令和4年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	知事が必要と認めた額 (1) 病床確保料 別紙1のとおり (2) 宿泊施設 (上限額) ○宿泊施設借上げ費の室料 1室当たり 13,100円/日 ○食費(飲料代及び配送費は除く) 1食当たり 1,500円 1日当たり 4,500円 【対象外経費】 ・軽症者等に対して電話等情報通信機器による診療等を行うためのソフトウェアの導入・使用に係る費用は対象経費から除く。	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費、病床確保料	10/10
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	知事が必要と認めた額 (上限額) ・初度設備費 1床当たり 133,000円 ----- ・人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり 5,000,000円 ・个人防护具 1人当たり 3,600円 ・簡易陰圧装置	令和4年度の入院施設の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費 ----- 設備購入費等(个人防护具を購入するために必要な需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費) ※ 県から市町村への対象	10/10

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
	<p>1床当たり 4,320,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易ベッド 1台当たり 51,400円 ・体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台当たり 21,000,000円 ・簡易病室及び付帯する備品 1式当たり 実費相当額 <p>※ 簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。</p>	経費は補助金のみ	
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	<p>知事が必要と認めた額 (上限額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HEPAフィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。) 1医療機関当たり 905,000円 ・HEPAフィルター付きパーテーション 1台当たり 205,000円 ・个人防护具 1人当たり 3,600円 ・簡易ベッド 1台当たり 51,400円 ・簡易診療室及び付帯する備品 1式当たり 実費相当額 <p>※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を提供する診療室をいう。</p>	<p>設備購入費等(个人防护具を購入するために必要な需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費)</p> <p>※ 県から市町村への対象経費は補助金のみ</p>	10/10
(5) 感染症検	知事が必要と認めた額	設備を購入するために必要な設	10/10

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
査機関等設備整備事業	<p>(上限額)</p> <p>(ア) 次世代シークエンサー 1台あたり 実費相当額</p> <p>(イ) リアルタイムPCR装置(全自動PCR検査装置を含む。) 1台あたり 実費相当額</p> <p>(ウ) 等温遺伝子増幅装置 1台あたり 実費相当額</p> <p>(エ) 全自動化学発光酵素免疫測定装置 1台あたり 実費相当額</p> <p>※ (ア)～(エ)について、検査に必要不可欠であり、検査装置と一体的に利用する備品(1台あたり10万円以上)は補助対象とする。</p>	<p>備購入費等(使用料及び賃借料、備品購入費)</p> <p>※ 県から保健所政令市以外の市町村への対象経費は補助金のみ</p>	
(6) 感染症対策専門家派遣等事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、時間外勤務手当、特殊勤務手当、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>(上限額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 1人1時間あたり 7,550円 ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間あたり 2,760円 <p>【重点医療機関に派遣する場合】</p>	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料、補助及び交付金	10/10

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり 15,100円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 8,280円 <p>※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p>		
<p>(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業</p>	<p>知事が必要と認めた額 (上限額) 【医療チーム派遣経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり 7,550円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円 ・業務調整員 1人1時間当たり 1,560円 <p>(臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーション、新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設に派遣する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり 15,100円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520円 ・臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーション、高齢者施設に看護職員を派遣する場合(※) 1人1時間当たり 8,280円 (※) 令和4年12月31日までの派遣に限った特例とする。 ・業務調整員 1人1時間当たり 3,120円 <p>※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、需用費(消耗品費、材料費、燃料費、食糧費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金</p>	<p>10/10</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
	<p>意すること。</p> <p>【重点医療機関に派遣する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 1人1時間当たり 15,100円 ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 8,280円 ・ 業務調整員 1人1時間当たり 3,120円 <p>※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p> <p>【医療チーム活動費】 実費相当額</p> <p>※ 医療チーム活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。</p>		
<p>(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額 (上限額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円 ・ 薬剤師 1人1時間当たり 2,760円 <p>【重点医療機関に派遣する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 1人1時間当たり 15,100円 ・ 薬剤師 1人1時間当たり 8,280円 <p>※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・薬剤師の処遇に配慮するよう留意すること。</p>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金</p>	<p>10/10</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
(10) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	<p>知事が必要と認めた額 (上限額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 1人1時間当たり 2,265円 ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 562円 	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金	10/10
(11) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	<p>知事が必要と認めた額 (上限額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 購入額の1/2（事業者負担が1/2） ※ 購入額上限は1台当たり 905,000円 ※ 1医療機関当たりの上限は2台（ただし薬局については1台） ・ 消毒費用等 総事業費の1/2（事業者負担が1/2） ※ 総事業費の上限は1医療機関当たり 600,000円 	需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
(12) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	<p>知事が必要と認めた額 (上限額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1医療機関当たり 1,083,000円とし、入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1か所に限り 429,000円を加算する。 	備品購入費、補助及び交付金 ※ 県から市町村への対象経費は補助金のみ	10/10
(13) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	<p>知事が必要と認めた額 (上限額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙1のとおり 	委託料、補助及び交付金、病床確保料 ※ 県から市町村への対象経費は補助金のみ	10/10
(14) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関	知事が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
等設備整備事業	<p>(上限額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超音波画像診断装置 1台あたり 11,000,000円 ・血液浄化装置 1台あたり 6,600,000円 ・気管支鏡 1台あたり 5,500,000円 ・CT撮影装置等 (画像診断支援プログラムを含む) 1台あたり 66,000,000円 ・生体情報モニタ 1台あたり 1,100,000円 ・分娩監視装置 1台あたり 2,200,000円 ・新生児モニタ 1台あたり 1,100,000円 	※ 県から市町村への対象経費は補助金のみ	
<p>(15) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>(上限額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費 1床あたり 133,000円 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・个人防护具 1人あたり 3,600円 ・簡易陰圧装置 1床あたり 4,320,000円 ・簡易ベッド 1台あたり 51,400円 	<p>令和4年度の疑い患者の入院施設の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>設備購入費等(个人防护具を購入するために必要な需用費(消耗品費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)</p>	10/10

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易診療室及び付帯する備品 1式当たり 実費相当額 ※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。 ・HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1 医療機関当たり 905,000 円 ・HEPAフィルター付パーテーション 1 台当たり 205,000 円 ・消毒経費 一式当たり 実費相当額 ・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1 医療機関当たり 300,000 円 ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1 台当たり 1,500,000 円 		
(16) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業	<p>知事が必要と認めた額 (上限額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院医療機関 1 医療機関当たり 10,000,000 円 ・宿泊療養施設 1 医療機関当たり 2,000,000 円 	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10

(1日1床あたりの上限額)

・医療機関及び病床の種別の1日1床あたりの病床確保料の上限額は、別紙2のとおりとする。また、即応病床使用率(前3か月間)が県の平均を当該平均の30%を超えて下回る医療機関(例:平均が70%の場合、49%を下回るとき)については、別紙3のとおりとする。なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと県が判断した場合は、この限りではない。

(補助上限額)

令和4年10月1日から令和5年3月31日までの即応病床使用率が50%を下回る医療機関について、当該医療機関に対する令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間の病床確保料の補助上限額を、以下のとおりとする。

ただし、令和4年9月30日までの間の病床確保料については、なお従前の例による。

- ① 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの診療収益(以下「令和四年診療収益」という。)が、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの診療収益(以下「令和元年診療収益」という。)に1.1を乗じて得た額以下の医療機関

「令和元年診療収益に1.1を乗じて得た額から令和四年診療収益を減じて得た額(注)」から「令和4年4月1日から令和4年9月30日までの病床確保料(以下「令和四年度前半病床確保料」という。)」を減じて得た額とする。

(注) 当該額が令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額を下回る場合は、令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額

(令和元年診療収益×1.1－令和四年診療収益)(※)－令和四年度前半病床確保料(※)()内の額が令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額を下回る場合は、()内は、令和元年診療収益×0.03として算出する。

- ② 令和四年診療収益が、令和元年診療収益に1.1を乗じて得た額を上回り、かつ、令和元年診療収益に1.2を乗じて得た額に満たない医療機関

「令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額(注)」から令和四年度前半病床確保料を減じて得た額

(注)「令和元年診療収益に1.2を乗じて得た額」から「令和四年診療収益」を減じて得た額が、「令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額」に満たない場合は、当該減じて得た額とする。

令和元年診療収益×0.03(※)－令和四年度前半病床確保料(※) 令和元年診療収益×0.03 > (令和元年診療収益×1.2－令和四年診療収益) の場合は、令和元年診療収益×1.2－令和四年診療収益として算出する。

- ③ 令和四年診療収益が、令和元年診療収益に1.2を乗じて得た額以上の医療機関

令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間、病床確保料は支給対象外とする。

- ④ ③にかかわらず、医療機関の令和四年会計年度（令和4年6月30日から令和5年6月29日までの間に終了する会計年度に係る決算）の医業費用（他の補助金等の支給対象経費であり、実際に補助がなされた額は、当該医業費用から減ずるものとする。以下同じ。）（以下「令和四年医業費用」という。）が、令和元年会計年度（令和元年6月30日から令和2年6月29日までの間に終了する会計年度に係る決算）の医業費用（以下「令和元年医業費用」という。）に1.2を乗じて得た額を上回る医療機関であつて、医業費用の増加率（令和四年医業費用/令和元年医業費用）が診療収益の増加率（令和四年医療収益/令和元年医療収益）を超えた医療機関

①における「1.1」を「令和四年医業費用を令和元年医業費用で除して得た数」として算出した額とする。

$\{ \text{令和元年診療収益} \times (\text{令和四年医業費用} / \text{令和元年医業費用}) - \text{令和四年診療収益} \}$ $- \text{令和四年度前半病床確保料}$
--

- ⑤ ①～④の適用について、令和元年診療収益が、休診等の特別な事情により例年よりも低い水準の診療収益となる場合には一定の配慮を行う。

（休止病床、感染小床期の扱い）

新型コロナウイルス感染症患者の受入病床が逼迫する中で、県の確保病床の選択肢を広げる観点から、県から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床として割り当てられた療養病床については、一般病床とみなして、病床確保料の対象とすることを可能とする（補助上限額は別紙参照）。

休止病床については、即応病床1床当たり休床2床まで（ICU・HCU病床）は休床4床まで）を補助の上限とする。

① 重点医療機関である特定機能病院等

稼働病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり	436,000円/日
H C U	1床当たり	211,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	74,000円/日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床当たり2床まで（I C U・H C U病床は4床まで））

I C U	1床当たり	436,000円/日
H C U	1床当たり	211,000円/日
療養病床	1床当たり	16,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	74,000円/日

※ 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

② 重点医療機関である一般病院

稼働病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり	301,000円/日
H C U	1床当たり	211,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	71,000円/日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床当たり2床まで（I C U・H C U病床は4床まで））

I C U	1床当たり	301,000円/日
H C U	1床当たり	211,000円/日
療養病床	1床当たり	16,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	71,000円/日

③ 協力医療機関

※協力医療機関の病床確保料は令和4年9月30日までを対象とする。

稼働病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり	301,000円/日
H C U	1床当たり	211,000円/日

上記以外の病床	1床当たり	52,000円/日
---------	-------	-----------

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床当たり2床まで（ICU・HCU病床は4床まで））

ICU	1床当たり	301,000円/日
HCU	1床当たり	211,000円/日
療養病床	1床当たり	16,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	52,000円/日

④ その他医療機関

稼働病床の病床確保料の上限額

ICU	1床当たり	97,000円/日
重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合	1床当たり	41,000円/日
上記以外の場合	1床当たり	16,000円/日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床当たり2床まで（ICU・HCU病床は4床まで））

ICU	1床当たり	97,000円/日
重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合	1床当たり	41,000円/日
療養病床	1床当たり	16,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	16,000円/日

① 重点医療機関である特定機能病院等

稼働病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり	305,000円/日
H C U	1床当たり	148,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	52,000円/日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床当たり2床まで（I C U・H C U病床は4床まで））

I C U	1床当たり	305,000円/日
H C U	1床当たり	148,000円/日
療養病床	1床当たり	11,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	52,000円/日

※ 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

② 重点医療機関である一般病院

稼働病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり	211,000円/日
H C U	1床当たり	148,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	50,000円/日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床当たり2床まで（I C U・H C U病床は4床まで））

I C U	1床当たり	211,000円/日
H C U	1床当たり	148,000円/日
療養病床	1床当たり	11,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	50,000円/日

③ 協力医療機関

※協力医療機関の病床確保料は令和4年9月30日までを対象とする。

稼働病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり	211,000円/日
H C U	1床当たり	148,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 36,000円/日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床当たり2床まで（ICU・HCU病床は4床まで））

ICU 1床当たり 211,000円/日

HCU 1床当たり 148,000円/日

療養病床 1床当たり 11,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 36,000円/日

④ その他医療機関

稼働病床の病床確保料の上限額

ICU 1床当たり 68,000円/日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 29,000円/日

上記以外の場合 1床当たり 11,000円/日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床当たり2床まで（ICU・HCU病床は4床まで））

ICU 1床当たり 68,000円/日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 29,000円/日

療養病床 1床当たり 11,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 11,000円/日